

平成 30 年度 介護人材定着化研修事業委託業務 質問と回答

質問 1

事業実施に係る周知について、「札幌市が介護保険事業所へ電子メールを送ることで行う。」とのことだが、これは、研修の全体概要を一斉周知するのか。または、研修ごとに開催期日に応じて、都度周知するのか。

また、研修を本年 9 月から翌年 2 月にわたって開催する予定であるため、研修によって締切期日の設定が異なると思われる。その場合はどのように取り扱うのか。

回答 1

周知については、研修の全体概要を市内約 3,000 事業所へ一斉周知することを想定しております。

また、全体概要の周知時に、各研修の締切期日が決まっていれば、併せて周知することを想定しております。

電子メールでの一斉周知のほか、札幌市ホームページへの掲載も行います。

質問 2

事業実施に係る周知(セミナーの応募者集め等)は札幌市が行うのか。

回答 2

周知用資料の作成は、受託者が行います。

札幌市が行う周知については、回答 1 のとおりです。

質問 3

若手職員向け交流研修会及び中堅職員向け交流研修会は、開催回数それぞれ年 2 回とあるが、それぞれの交流研修会内容は同じとしてよいか。

回答 3

お見込みのとおりです。